

### 8.3.2 人と自然との触れ合い活動の場

#### (1) 調査の方法・予測手法

##### 1) 施設の有存在による人と自然との触れ合い活動の場への影響

施設の有存在による人と自然との触れ合い活動の場への影響の調査、予測及び評価の手法を表 8.3.2-1(1)及び(2)に示す。

表 8.3.2-1(1) 調査、予測及び評価の手法  
(施設の存在による人と自然との触れ合い活動の場への影響)

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
人と自然との触れ合い活動の場	人と自然との触れ合い活動の場	施設の存在による人と自然との触れ合い活動の場への影響	1 調査すべき情報 (1) 人と自然との触れ合い活動の場 (分布状況、立地環境、利用の種類及び利用状況) (2) 土地利用の状況	人と自然との触れ合い活動の場及び関連する土地利用の状況とした。
			2 調査の基本的な手法 (1) 人と自然との触れ合い活動の場 (分布状況、立地環境、利用の種類及び利用状況) 【文献その他の資料調査】 資料等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。 【現地調査】 現地を踏査することにより、人と自然との触れ合い活動の場の状況及び利用状況を把握する。 (2) 土地利用の状況 【文献その他の資料調査】 資料等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。	「道路環境影響評価の技術手法」に記載されている一般的な手法とした。
			3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺とする。	施設の存在が人と自然との触れ合い活動の場に影響をおよぼすと予想される地域とした。
			4 調査地点 (1) 人と自然との触れ合い活動の場 (分布状況、立地環境、利用の種類及び利用状況) 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。また、直接的な人と自然との触れ合い活動は行われていないものの、対象事業実施区域最寄りの集客施設として、1 地点 (NP2 道の駅とよみ) についても資料を整理した (図 8.3.2-1 参照)。なお、調査地点の選定理由は表 8.3.2-2 に示すとおりである。 【現地調査】 主要な人と自然との触れ合い活動の場の規模等を勘案して、調査地域内の主要な人と自然との触れ合い活動の場である 2 地点 (NP1 及び NP3) とする (図 8.3.2-1 参照)。 なお、調査地点の選定理由は表 8.3.2-2 に示すとおりである。 (2) 土地利用の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とする。	調査地域における人と自然との触れ合い活動の場から、施設の存在による影響を受けることが予想される地点とした。施設の存在や供用が公園や観光施設等の利用を阻害することはないことから、景観の変化による影響を考慮して、景観の変化がより大きくなると考えられた地点を選定した。
			5 調査期間等 (1) 人と自然との触れ合い活動の場 (分布状況、立地環境、利用の種類及び利用状況) 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料を用いる。 【現地調査】 NP1 及び NP3 について、春季、秋季の各 1 回 (計 2 回) (2) 土地利用の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料を用いる。	調査地点における利用が多いと考えられる時期とした。

表 8.3.2-1(2) 調査、予測及び評価の手法  
(施設の存在による人と自然との触れ合い活動の場への影響)

項目		影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
人と自然との 触れ合い活動の場	人と自然との 触れ合い活動の場	施設の存在による人と自然との触れ合い活動の場への影響	6 予測の基本的な手法 「景観・風景」の予測結果を整理する方法。	人と自然との触れ合い活動の場に対して眺望景観の変化による影響が考えられるため。
			7 予測地域 「3 調査地域」と同じ地域とする。	施設の存在が人と自然との触れ合い活動の場に影響をおよぼすと予想される地域とした。
			8 予測地点 「4 調査地点」と同じ地点とする。	予測地域における人と自然との触れ合い活動の場から、施設の存在による影響を受けることが予想される地点とした。
			9 予測対象時期等 施設の稼働が定常となる時期とする。	事業の実施後事業活動が定常に達した時期とした。
			10 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 調査及び予測の結果に基づき、人と自然との触れ合い活動の場に係る環境影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。 (2)環境保全上の目標との整合性に関する評価 対象事業実施区域及びその周辺に対して中央市及び市川三郷町が定める景観形成方針との整合性を参考に、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価と周辺の景観形成方針との整合性をふまえた検討による手法とした。

表 8.3.2-2 調査地点の選定理由 (施設の存在による人と自然との触れ合い活動の場への影響)

調査項目	調査地点No.	地点の説明	選定根拠
人と自然との触れ合い活動の場	NP1	笛吹川堤防道路	対象事業実施区域最寄りの笛吹川沿いの道路であり、主要な人と自然との触れ合い活動の場となっている。対象事業実施区域が視認でき、利用場所からの眺望に影響をおよぼすおそれがあることから設定した。
	NP2	道の駅とよみ	対象事業実施区域最寄りの集客施設であり、対象事業実施区域が視認できる。利用場所からの眺望に影響をおよぼすおそれがあることから設定した。
	NP3	波場公園	対象事業実施区域最寄りの公園であり、対象事業実施区域が視認できる。利用場所からの眺望に影響をおよぼすおそれがあることから設定した。

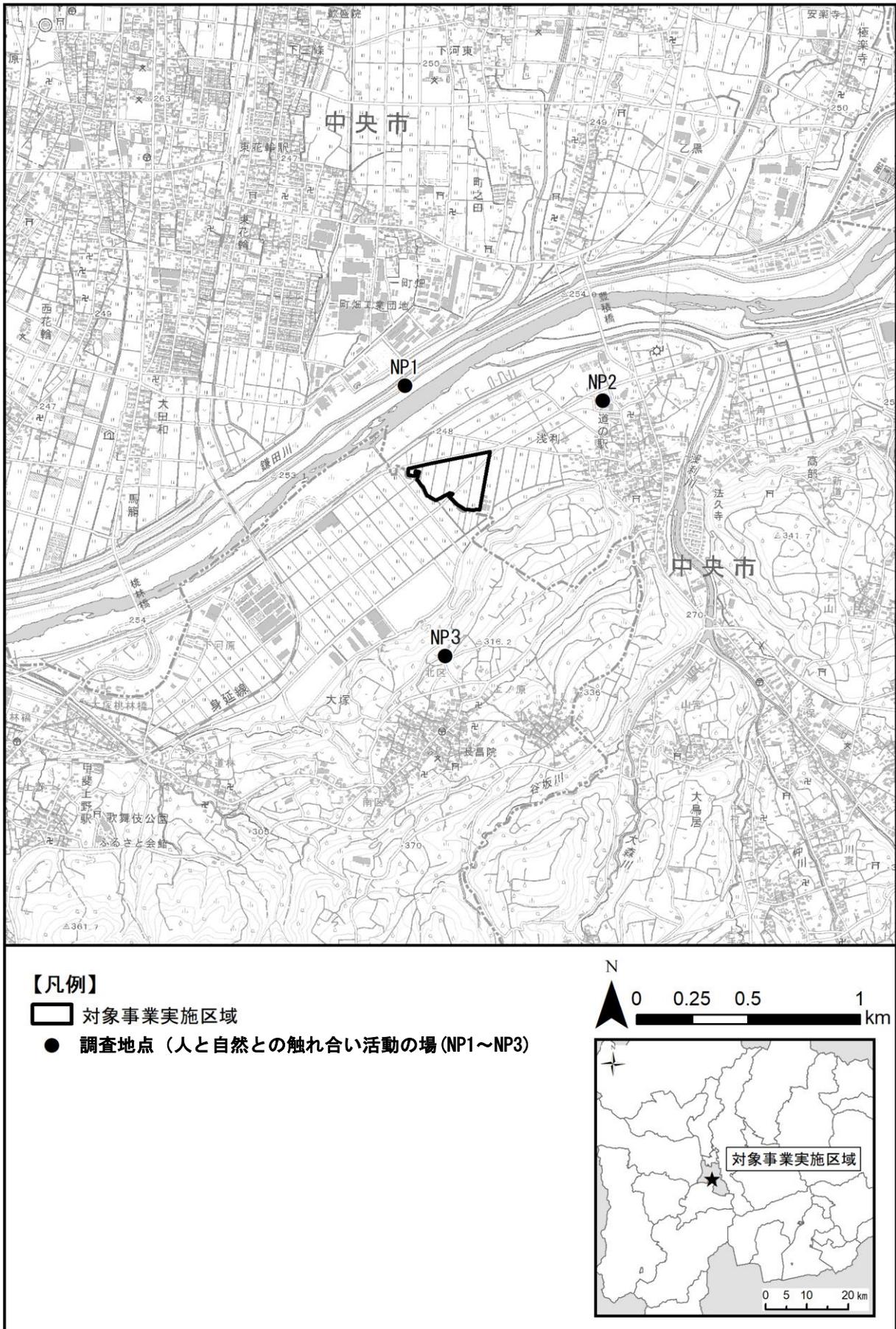


図 8.3.2-1 調査地点（人と自然との触れ合い活動の場）

## (2) 調査の結果

人と自然との触れ合い活動の場に関する既存資料調査は、入手できる最新の資料を対象として行った。また、NP1 及び NP3 における現地調査の調査実施日は表 8.3.2-3 に示すとおりである。

表 8.3.2-3 調査実施日（人と自然との触れ合い活動の場）

調査地点	調査項目	調査実施日
NP1、NP3	春季	令和4年5月5日（木 祝） 7:00～19:00
	秋季	令和4年10月29日（土） 7:00～19:00

### 1) 人と自然との触れ合い活動の場

#### ① 既存資料調査

既存資料調査については、「第4章 地域特性、4.2 地域の自然的状況、4.2.6 人と自然との触れ合い活動の場」（80 ページ）に示すとおりである。

また、NP2（道の駅とよとみ）の概要は表 8.3.2-4、利用状況として、観光客数等の状況は表 8.3.2-5 に示すとおりである。

表 8.3.2-4 道の駅とよとみの概要

項目	内容
施設名称	道の駅とよとみ
所在地	山梨県中央市浅利 1010-1
供用開始日	平成10年3月20日供用開始
施設の内容	農産物直売所、交流促進コーナー、飲食施設、休憩施設等
駐車場台数	55 台

表 8.3.2-5 道の駅とよとみにおけるゴールデンウィーク中の観光客数

項目		令和4年 (10日間)	令和5年 (9日間)	令和6年 (10日間)
ゴールデンウィーク期間中	人	9,770	9,379	10,563
1日あたり（土日祝日）	人/日	977	1,116	1,177

出典) 山梨県ホームページ（ゴールデンウィークの観光客の状況 令和5年及び令和6年調査結果）

## ② 現地調査

人と自然との触れ合い活動の場に関して、調査地点の概要を表 8.3.2-6 に、利用の種類及び利用状況の現地調査結果を表 8.3.2-7 にそれぞれ示す。

表 8.3.2-6 現地調査地点の概要

No.	調査地点	地点の概要
NP1	笛吹川堤防道路	<p>笛吹川右岸側の堤防上の道路である。</p> <p>西端は桃林橋から西に約 1.3km の位置である。東は中央市・甲府市の市境までは笛吹川右岸側、市境からさらに東は甲府市大里町の万才橋まで荒川右岸側にあり、合計で約 10km 続いている。</p> <p>堤防の一段下は、笛吹川サイクリングロード（山梨県道 417 号 市川三郷山梨自転車道線）となっている。</p> <p>桃林橋から豊積橋までの間に、笛吹川を渡ることができる道は存在しない。</p>
NP3	波場公園	<p>大塚地区の丘陵辺縁部に位置する公園であり、甲府盆地と背景の山並みを一望する景観スポットとなっている。</p> <p>また、公園内には桜が植えられており、花見の名所になっている。</p> <p>駐車場は小型車が 2~3 台停められる程度であり、周辺の道路も狭いことから、徒歩もしくは自転車での来訪が基本となっている。</p>

表 8.3.2-7 利用の種類及び利用状況

調査地点	調査対象	調査結果	
		春季調査	秋季調査
NP1 笛吹川堤防道路	笛吹川右岸側堤防道路	23 人 <b>【内訳】</b> ウォーキング・ランニング:10 自転車・二輪車:13	14 人 <b>【内訳】</b> ウォーキング・ランニング:6 自転車・二輪車:6 犬の散歩:2
	笛吹川サイクリングロード	24 人 <b>【内訳】</b> ウォーキング・ランニング:10 自転車・二輪車:13 犬の散歩:1	31 人 <b>【内訳】</b> ウォーキング・ランニング:10 自転車・二輪車:21
	笛吹川左岸側堤防道路	4 人 <b>【内訳】</b> ウォーキング・ランニング:1 自転車・二輪車:1 犬の散歩:2	3 人 <b>【内訳】</b> ウォーキング・ランニング:2 自転車・二輪車:1
NP3 波場公園	波場公園	2 人 <b>【内訳】</b> 散歩の休憩:1 サイクリングの休憩:1	12 人 <b>【内訳】</b> 農作業の休憩:9 サイクリングの休憩:1 昼食:1 その他:1

備考) NP1 において、同じ利用者が同じ道路を往復した場合、2 人としている。

## 2) 土地利用の状況

### ① 既存資料調査

既存資料調査については、「第4章 地域特性、4.3 地域の社会的状況、4.3.6 土地利用」(100ページ)に示すとおりである。

### ② 現地調査

土地利用状況については、既存資料調査の結果を整理することとした。

## (3) 予測の結果

### 1) 施設の存在

#### ① 人と自然との触れ合い活動の場

#### (ア) 予測地域

対象事業実施区域及びその周辺とする。

#### (イ) 予測地点

既存資料調査及び現地調査を行った3地点(NP1～NP3)とする。

#### (ウ) 予測対象時期

施設の稼働が定常となる時期とする。

#### (エ) 予測手法

「8.3.1 景観・風景」及び「8.5 その他(地域交通)」の予測結果を整理する方法とする。

#### (オ) 予測条件

##### i 環境配慮事項

施設の存在による景観への影響に関しては、「ごみ処理施設基本設計報告書」において、表8.3.2-8に示すとおり植栽等を検討しており、工事施工事業者に対して、仕様書等で環境配慮事項の確実な実施を求めることから、この環境配慮事項を考慮して予測を行った。

表 8.3.2-8 環境配慮事項(施設の存在による人と自然との触れ合い活動の場への影響)

環境配慮事項	環境配慮事項の内容	効果	効果の種類	効果の不確実性
緑化の実施	建設予定地外周部及び建屋周辺部の適切な場所に地域特性や景観への影響を考慮した植樹(表8.3.1-11参照)、芝張などを行う。	周囲との調和	最小化	環境配慮事項が確実に実施されるよう、工事施工事業者に対して仕様書等で義務づける。 敷地内の緑化を行うことで、周辺の農地や背景の山地との調和が図られることから、効果の不確実性は小さい。
緑化の実施	建設予定地外周法面部においては、法面保護の目的も含め植生工(種子吹付け、芝張、植生マットなど)を行う。	周囲との調和	最小化	

## (カ) 予測結果

景観の予測結果を表 8.3.2-9 に示す。また、景観の予測結果をふまえた人と自然との触れ合い活動の場に関する予測結果を表 8.3.2-10 に示す。

なお、フォトモンタージュによる景観の予測は、景観の予測手法として実績があり、不確実性は小さいと考えられるが、最終的な施設の設計は、工事の施工事業者により行われることから、予測には不確実性がある。

人と自然との触れ合い活動の場について、景観の変化は小さいものの、現況からの変化は生じることから、影響が極めて小さいとは言えないと考えられる。

表 8.3.2-9 予測結果（景観 再掲）

調査地点No.	地点の説明	対象事業実施区域からの方向・距離	予測結果
VP1	管吹川堤防道路	北 約 500m	計画施設のほぼ全体が視界に入る。煙突高さが 100m の場合、御坂山地の山稜を越え、スカイラインが途切れる。
VP2	道の駅とよとみ	北東 約 600m	計画施設の上部と、煙突が視界に入る。 煙突高さが 100m の場合、左側の御坂山地と同程度の高さになるが、59m では御坂山地の半分程度まで低くなり、左右の山稜の中央であることから、景観への影響の印象は小さくなる。
VP3	波場公園	南 約 840m	公園の境界にある植え込みにより、計画施設の右下が隠れるが、落葉期には大部分が視界に入る。 また、対象事業実施区域の敷地も視認できる。 煙突高さが 100m の場合、先端が背景の山稜とほぼ同じまで高くなる。59m の場合は、背景の甲府盆地に位置する建物等に重なり、目立たなくなる。

表 8.3.2-10 予測結果（人と自然との触れ合い活動の場）

調査地点No.	地点の説明	予測結果
NP1	笛吹川堤防道路	<p>景観の予測結果より、笛吹川堤防道路から南方向を見た際、計画施設のほぼ全体が景観に含まれる。建物の色は、彩度・明度を低くすることで、背景に溶け込んで違和感は減少する。</p> <p>対象事業実施区域付近において、堤防道路は東西に走っており、移動の際の主な視点も東西方向であることから、南方向の景観の変化による影響はより小さくなると考えられる。</p> <p>サイクリングロードも同様であるが、堤防道路から一段低いこともあり、南方向の景観については、堤防道路から見た場合よりも計画施設がさらに小さくなり、影響も小さいと考えられる。</p> <p>以上のことから、堤防道路を利用した活動に対して、景観に変化をおよぼす影響については小さいと考えられる。</p>
NP2	道の駅とよとみ	<p>景観の予測結果より、道の駅とよとみから対象事業実施区域方向を見た場合において、計画施設の一部と煙突が視界に入る。</p> <p>煙突高さが59mの場合、背景の山地の半分ほどで収まり、影響が小さくなる。</p> <p>飲食施設の座席からも対象事業実施区域は視認できるものの、窓枠があり、また他の構造物も含んだ景観となることから、計画施設の印象は相対的に弱くなる（表 8.3.2-11 参照）。</p> <p>以上のことから、景観の変化は生じるものの、道の駅における活動に対しておおよそ影響は小さいと考えられる。</p>
NP3	波場公園	<p>景観の予測結果より、公園から対象事業実施区域方向を見た場合、施設の大部分及び対象事業実施区域の敷地が視界に入る。</p> <p>このうち、計画施設については、背景にあたる甲府盆地の建物等に溶け込み、目立たなくなる。</p> <p>また、対象事業実施区域方向の景観は、公園の北端、丘陵辺縁の端に近い部分から見る必要があり、公園の端から離れた場所では、公園の植え込みや丘陵部の樹木に遮られ、計画施設は視界に入らない。</p> <p>北端から見た場合も、南アルプス方向を向いた場合は、計画施設及び対象事業実施区域は視界に入らない。</p> <p>以上のことから、波場公園を利用した活動に対して、景観に変化をおよぼす影響については小さいと考えられる。</p>

表 8.3.2-11 道の駅とよとみレストラン内からの景観



(4) 環境の保全のための措置及び検討経緯

1) 環境配慮事項（再掲）

① 施設の存在による人と自然との触れ合い活動の場への影響

(7) 人と自然との触れ合い活動の場

事業の計画策定にあたって、あらかじめ環境に配慮することとした事項を表 8.3.2-12 に示す。

表 8.3.2-12 環境配慮事項（施設の存在による人と自然との触れ合い活動の場への影響）

環境配慮事項	環境配慮事項の内容	効果	効果の種類	効果の不確実性
緑化の実施	建設予定地外周部及び建屋周辺部の適切な場所に地域特性や景観への影響を考慮した植樹（表 8.3.1-11 参照）、芝張などを行う。	周囲との調和	最小化	環境配慮事項が確実に実施されるよう、工事施工事業者に対して仕様書等で義務づける。敷地内の緑化を行うことで、周辺の農地や背景の山地との調和が図られることから、効果の不確実性は小さい。また、予測への反映を行った。
緑化の実施	建設予定地外周法面部においては、法面保護の目的も含め植生工（種子吹付け、芝張、植生マットなど）を行う。	周囲との調和	最小化	

2) 環境の保全のための措置の検討

① 施設の存在による人と自然との触れ合い活動の場への影響

(7) 人と自然との触れ合い活動の場

予測結果より、予測地点 3 地点における景観の変化の影響は小さいが、季節ごとに周囲の地域景観の変化があることから、影響をさらに小さくし、小さい状態を保つことを目的として環境保全措置を講じることとした。

環境保全措置の考え方を表 8.3.2-13 に示す。

環境影響の回避について、対象事業実施区域の変更が考えられるが、計画地の選定理由（7 ページ）に示すとおり、構成市町から推薦地を募り、環境への影響も含めた総合的な視点から、構成市町による協議を行った結果、対象事業実施区域として選定した場所であることから、事業予定地を変更するという回避は困難であった。

最小化としては、配置の工夫等による最小化が考えられた。

人と自然との触れ合い活動の場からの景観に関する代償措置として、効果的なものはなかった。

以上のことから、最小化に関する措置を検討した。

表 8.3.2-13 環境保全措置の考え方

区分	内容
回避	対象事業実施区域を人と自然との触れ合い活動の場への影響が生じない場所に変更する。
最小化	周囲の景観と調和するよう、配置の工夫、高さや形状の変化、壁の分割、色の塗り分け等を検討するほか、植栽の実施と適正な管理を行う。
代償	該当する措置はない。

### 3) 環境の保全のための措置

#### ① 施設の存在による人と自然との触れ合い活動の場への影響

##### (7) 人と自然との触れ合い活動の場

検討の結果、施設の存在による影響をさらに小さくし、影響が小さい状態を保つことを目的として表 8.3.2-14 に示す環境保全措置を講じることとした。

環境保全措置のうち、建物の配置・形状による景観への影響の違いを検討した結果、建物を敷地の南側に寄せ、建物に段差を設けることで、景観への影響はより小さくなると考えられた。

環境配慮事項も含めた環境影響がより小さい例として、煙突高が 59m、色調が青系で色度及び彩度を抑え、さらに環境保全措置である植栽の実施を反映した場合の景観予想図を表 8.3.1-28(1)～(4)に示す。

以上をふまえた上で、環境保全措置としては、さらに周辺景観と調和するよう、壁の分割や色の塗り分け等を行うこととする。

環境配慮事項及び環境保全措置の実施により、景観への影響はより小さくなると予測されるものの、工事の施工事業者により最終的な施設設計が行われるため、予測や保全措置の効果には不確実性がある。そのため、環境保全措置の効果の確認及び成功基準との整合の確保を目的として、事後調査を行うこととした。

表 8.3.2-14 環境保全措置（施設の存在による人と自然との触れ合い活動の場への影響）

時期	環境影響要因	実施主体	環境保全措置の内容	効果	効果の種類	効果の不確実性
供用時	施設の存在	事業者	建物の敷地内での配置の工夫、高さや形状の変化、壁の分割、色の塗り分け等により、圧迫感の軽減と、周辺景観との調和を図る。	周囲との調和	最小化	施設の施工事業者が設計することから予測の具体化は困難であるが、中央市景観計画に基づき、中央市と協議・検討を行いながら、より良い設計を採用することから、不確実性は小さいと考えられる。

#### (5) 評価

##### 1) 評価の方法

##### ① 環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価

調査及び予測の結果に基づき、人と自然との触れ合い活動の場に関する環境影響について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを評価した。

##### ② 環境保全上の目標との整合性に関する評価

予測項目について、法律等に基づいて示されている基準又は目標をもとに評価の指標（環境基準等）を設定し、予測結果を比較することで、その整合性の評価を行った。

また、予測に不確実性がある項目、そして効果の数値化が困難な環境配慮事項及び環境保全措置（以下「環境保全措置等」という。）の効果を確認する必要がある項目については、評価のための成功基準を設け、事後調査によって環境保全措置等の効果を確認・評価することとした。

## 2) 評価の結果

### ① 施設の存在による人と自然との触れ合い活動の場への影響

#### (7) 人と自然との触れ合い活動の場

##### 7) 環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価

予測の結果、煙突高さが59m、建物の色では色度及び彩度を抑え、高木による植樹及び法面の緑化を行うことで、景観への影響はより小さくなると考えられた。

また、環境保全措置のうち建物の配置・形状による景観への影響の違いを検討した結果、建物を敷地の南側に寄せ、また建物に段差を設けることで、景観への影響はより小さくなると考えられた。

以上をふまえた上で、環境保全措置としては、さらに周辺景観と調和するよう、壁の分割や色の塗り分け等を行うこととする。

事業の実施にあたっては、これらの環境配慮事項、環境保全措置の実施により景観への影響が低減されることが考えられることから、実行可能な範囲内で配慮が行われていると評価した。

このほか、人と自然との触れ合い活動の場に対して影響する可能性がある要素としては、アクセスへの支障、騒音、悪臭が考えられる。

予測地点のうちNP1（笛吹川堤防道路）、NP3（波場公園）について、アクセスへの支障はなく、騒音や悪臭の影響も極めて小さいことから、影響については最小化がなされているものと評価した。

予測地点NP2（道の駅とよみ）について、騒音や悪臭の影響は極めて小さいと考えられる。アクセスについて、道の駅は、工事の施工中及び供用後の関係車両（資機材運搬車両及び廃棄物運搬車両）が走行する道路沿いに位置し、施設関係車両の増加により渋滞等が悪化した場合に、アクセスへの悪影響が生じる可能性がある。「8.5.1 地域交通」において、著しい悪化は生じないと予測されているが、この地域交通に関する事後調査をもとに、アクセスへの影響の有無を把握する必要があると考えられる。

以上をふまえ、施設の存在による影響に対して、実行可能な範囲内で配慮が行われていると評価した。

## イ) 環境保全上の目標との整合性に関する評価

### ⅰ 環境基準等

人と自然との触れ合い活動の場に関して、法律等に基づく基準はないことから、景観に関する環境保全上の目標との整合性について評価を行う。

その上で、景観に関して、予測地点における予測結果と、景観に関する環境基準等との整合性が図られているかどうかを評価した。環境基準等は、「美しい県土づくりガイドライン(平成21年3月 山梨県)」、「山梨県公共事業等景観形成指針(平成3年6月 山梨県)」等による指針との比較に基づき「周辺の景観との調和が図られていること」とした。

これらのガイドライン及び指針は、対象事業実施区域が位置する山梨県及び中央市が、対象事業に対して適合することを求めていることから、基準として用いることが適切であると考えられる。

「美しい県土づくりガイドライン」では、公共建築物について配慮すべき事項の内、形態及び色彩については、以下のとおり示している。

「周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とする」

「建築物の印象を大きく決定づける屋根の形態は、特に周辺の景観との調和に配慮する」

「落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和を図る」

「屋外に設ける設備、工作物等の色彩は、建築物の本体及び周辺の景観との調和を図る」

本事業においては、上記の環境保全措置を実施する計画であり、「景観法」や「山梨県景観条例」等の関係法令に則り、景観形成のための必要な措置を講ずることとし、建物等の形態及び色彩については、周辺の農村景観等と調和するものとする。

「中央市景観形成基準」では、色彩等として彩度の指定があり、対象事業実施区域が位置する田園景観形成地域では、Y R (橙)系では彩度5以下、R (赤)及びY (黄)系では彩度3以下、それ以外では彩度2以下としている。本事業においても建物の彩度を低く抑えることで、背景に溶け込み、景観の変化の程度が小さくなると予測しており、この基準にも適合する。

以上をふまえ、「美しい県土づくりガイドライン」、「山梨県公共事業等景観形成指針」及び「中央市景観形成基準」に示される、形態及び色彩の配慮事項に対応した建築物の外観とすることと合致するため、環境保全上の目標との整合性は図られているものと評価した。

## ii 環境保全措置等の成功基準

環境保全措置の成功基準を表 8.3.2-15 に示す。

施設の存在による人と自然とのふれあい活動の場に影響をおよぼす要因として、景観と地域交通（NP2 のみ）があることから、成功基準は景観と地域交通における成功基準と同じとした。

この成功基準については、事後調査により、措置等の効果が実際に得られているかどうかを評価する。

表 8.3.2-15 景観に係る環境保全措置の成功基準（供用時）

影響要因の区分		成功基準	設定根拠
供用時	施設の存在	環境保全措置等の内容が実施され、かつ、景観への影響（圧迫感、違和感等）が予測結果よりも小さくなること。	環境保全措置について数値化が不可能であることから、成功基準は、予測に用いた配置・形状等の条件と比較して環境保全措置が実施されること及び事後調査により、予測結果と比較して影響の低減が確認できることとした。